

給与支払報告書の書き方

令和7年度税制改正により、「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われています。

国税庁が作成する「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などをご参照いただき、不備のないよう記載してください。

※														※ 種 別				※ 整 理 番 号				※																	
支払を受ける者														※区分				(受給者番号)																					
														住 所				(個人番号)																					
																		(役職名)																					
																		氏 名 (フリガナ)																					
																		2																					
種 別				支 払 金 額				給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額																							
給料・賞与				内 円				27 円				円 内				円																							
(源泉)控除対象配偶者の有無等				配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額				控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)				16歳未満扶養親族の数				障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く。)				非居住者である親族の数																			
有 徒 有				老人				特 定 老 人 そ の 他 特 親				人 人 人 人 人 人				特 別 そ の 他 親 族 の 数																							
3				4				5				6				7																							
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額																							
8				9				10				11				12																							
(摘要)																																							
13																																							
生命保険料の金額の内訳				14 生命保険料の金額				旧生命保険料の金額				介護医療保険料の金額				新個人年金保険料の金額				旧個人年金保険料の金額																			
住宅借入金等特別控除の額の内訳				15 住宅借入金等特別控除適用数				居住開始年月日(1回目)				住宅借入金等特別控除区分(1回目)				住宅借入金等年末残高(1回目)				円																			
				住宅借入金等特別控除可能額				居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)				円																			
(源泉・特別)控除対象配偶者				(フリガナ)				氏 名				区分				配偶者の合計所得				20 円				国民年金保険料等の金額				16 円				旧長期損害保険料の金額				17 円			
				個人番号																基礎控除の額				21 円				所得金額調整控除額				22 円							
控除対象扶養親族等				1 (フリガナ)				18				区分				16歳未満の扶養親族				1 (フリガナ)								区分				5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号							
				氏名								氏名																											
				個人番号								個人番号																											
				2 (フリガナ)								区分								2 (フリガナ)								区分											
				氏名								氏名																											
				個人番号								個人番号																											
				3 (フリガナ)								区分								3 (フリガナ)								区分											
				氏名								氏名																											
4 (フリガナ)								区分				4 (フリガナ)								区分																			
氏名								氏名																															
個人番号								個人番号																															
未成年者				外国人				死亡退職者				災害者				乙欄				本人が障害者 特 別 そ の 他				寡 婦				ひとり親				勤労学生							
24				23				24								中途就・退職				受給者生年月日																			
																就職 退職 年 月 日				元 号 年 月 日																			
												25								26																			
支払者				個人番号又は法人番号																																			
				住所(居所)又は所在地																																			
				氏名又は名称				(電話)																															

記載欄名	記載すべき事項
1 住所	受給者の令和8年1月1日現在における住所を記入してください。
2 個人番号、役職、氏名	受給者の個人番号、役職、氏名、及び氏名のフリガナを記入してください。 ※個人番号（マイナンバー）の取扱いは、法令を遵守してください。
3 控除対象配偶者の有無等	配偶者控除が適用される際は、「有」欄に「○」を記入してください。なお、その配偶者が70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた方）のときは、「老人」欄に「○」を記入してください。
4 配偶者（特別）控除の額	配偶者（特別）控除の適用がある場合に、控除額を記入してください。 また、「20」欄に配偶者の所得金額を記入してください。
5 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） ★制度改正項目	扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。 (1) 特定：特定扶養親族（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方で、合計所得金額が58万円以下の方）の人数を記入してください。 (2) 老人：老人扶養親族（昭和31年1月1日以前に生まれた70歳以上の方で、合計所得金額が58万円以下の方）の人数を記入してください。老人扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している方の人数を「内」欄に記入してください。 (3) その他：(1)と(2)を除いた控除対象扶養親族（平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方及び昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方で、合計所得金額が58万円以下の方）の人数を記入してください。 (4) 特親：特定親族（所得者と生計を一にする平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方）の人数を記入してください。
6 障害者の数（本人を除く。）	障がい者である控除対象配偶者や扶養親族の人数を記入してください（障がい者である16歳未満の扶養親族の人数も含めて記入してください）。 (1) 特別：特別障がい者の人数を記入し、同居している方の人数を「内」欄に記入してください。 (2) その他：(1)を除いた障がい者の人数を記入してください。 ※特別障がい者は、身体障害者手帳1級、2級の方で、その他障がい者は3級以下の方です。 また、精神障害の他、要介護認定等により、控除対象となる場合もあります。
7 非居住者である親族の数	居住者に該当しない扶養親族の人数を記入してください。 居住者とは、国内に住所、又は、現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいい、居住者以外の個人を非居住者と規定しています。
8 特定親族特別控除の額 ★制度改正項目	特定親族特別控除の対象となる方がいる場合（「5」欄の（4）特親に人数の記入がある場合）に、控除額の合計額を記入してください。
9 社会保険料等の金額	社会保険料の金額、小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。なお、小規模企業共済等掛金がある場合は、上段「内」欄に金額を記入してください。
10 生命保険料の控除額	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料による控除額を記入してください。
11 地震保険料の控除額	地震保険料、旧長期損害保険料による控除額を記入してください。
12 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に、算出所得税額から控除した住宅借入金等特別控除額を記入してください。
13 摘要	(1) 扶養親族等 控除対象扶養親族等、16才未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の対象者氏名を記入してください。この場合、「19」欄に記載する個人番号との対応関係を確認するため、氏名の前に括弧書きで番号を記入してください。

記載欄名	記載すべき事項												
1 3 摘要 (つづき)	(2) 年の途中で就職した方 就職前の給与等を含めて年末調整した場合は、次の事項を記入してください。 支払者の所在地、氏名又は名称、退職年月日、 給与等の金額、徴収した税額、社会保険料の金額 (3) 租税条約 租税条約により、課税免除適用の方は、「〇〇条約〇〇条該当」と朱書きしてください。 (4) 普通徴収となる場合 特別徴収できない方は「普通徴収」と記入してください。												
1 4 生命保険料の金額の内訳	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがある場合、その額を記入してください。												
1 5 住宅借入金等特別控除の額の内訳	(1) 住宅借入金等特別控除適用数 年末調整における、当該控除の適用数を記入してください。 (2) 住宅借入金等特別控除可能額 住宅借入金等特別控除額が、算出される所得税額を超え、年末調整で控除しきれない額がある場合に記入してください。 (3) 居住開始年月日 住宅借入金等特別控除の適用を受けた家屋、又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日を記入してください。 (4) 住宅借入金等特別控除区分 住：一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。） 認：認定住宅の新築にかかる住宅借入金等特別控除の場合 増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震：震災特例法第13条の2第1項の適用を選択した場合 (5) 住宅借入金等年末残高 住宅借入金等の年末残高を記入してください。												
1 6 国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の支払いがある場合、その額を記入してください。												
1 7 旧長期損害保険料の金額	地震保険料控除額のうち、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等がある場合に支払額を記入してください。												
1 8 控除対象配偶者、 控除対象扶養親族等、 16歳未満の扶養親族 ★制度改正項目	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族又は特定親族及び16歳未満の扶養親族の個人番号、氏名、及び氏名のフリガナを記入してください。 なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分欄に「○」を記入してください。 控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、控除対象扶養親族等の区分に応じて、次のように01～04（下記参照）を記入してください。 ・控除対象扶養親族等の区分 <table><tr><th>控除対象扶養親族等の区分</th><th>区分欄記載方法</th></tr><tr><td>居住者</td><td>空欄※</td></tr><tr><td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td><td>01</td></tr><tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）</td><td>02</td></tr><tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td>03</td></tr><tr><td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）</td><td>04</td></tr></table> ※e-Tax等の電子媒体で提出する場合は「00」と記入してください。	控除対象扶養親族等の区分	区分欄記載方法	居住者	空欄※	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	04
控除対象扶養親族等の区分	区分欄記載方法												
居住者	空欄※												
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01												
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	02												
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03												
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	04												

記載欄名	記載すべき事項																																								
1 8 控除対象配偶者、 控除対象扶養親族等、 16歳未満の扶養親族 ★制度改正項目 (つづき)	特定親族特別控除の適用を受ける場合には、特定親族特別控除の額に応じて、次のように10～91（下記参照）を記入してください。 ・特定親族特別控除の額の区分 <table><tr><th>特定親族特別 控除の額</th><th>区分 （特定親族が 居住者）</th><th>区分 （特定親族が 非居住者）</th><th>合計所得金額</th></tr><tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>58万円超 85万円以下</td></tr><tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超 90万円以下</td></tr><tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超 95万円以下</td></tr><tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超 100万円以下</td></tr><tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超 105万円以下</td></tr><tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超 110万円以下</td></tr><tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超 115万円以下</td></tr><tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超 120万円以下</td></tr><tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超 123万円以下</td></tr></table>	特定親族特別 控除の額	区分 （特定親族が 居住者）	区分 （特定親族が 非居住者）	合計所得金額	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下	51万円	30	31	90万円超 95万円以下	41万円	40	41	95万円超 100万円以下	31万円	50	51	100万円超 105万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
特定親族特別 控除の額	区分 （特定親族が 居住者）	区分 （特定親族が 非居住者）	合計所得金額																																						
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																																						
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																																						
51万円	30	31	90万円超 95万円以下																																						
41万円	40	41	95万円超 100万円以下																																						
31万円	50	51	100万円超 105万円以下																																						
21万円	60	61	105万円超 110万円以下																																						
11万円	70	71	110万円超 115万円以下																																						
6万円	80	81	115万円超 120万円以下																																						
3万円	90	91	120万円超 123万円以下																																						
1 9 5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	「13」に記載した、5人目以降の控除対象扶養親族等について、「13」で付した番号とともに、対象者の個人番号を記入してください。																																								
2 0 配偶者の合計所得	「4」の適用を受ける場合に、配偶者の合計所得を記入してください。																																								
2 1 基礎控除の額 ★制度改正項目	合計所得金額に応じた基礎控除額を記入してください。 合計所得金額が2, 500万円を超える場合は適用外です。 ・令和7年分の基礎控除額の表 <table><tr><th>所得者の合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>132万円以下</td><td>95万円</td></tr><tr><td>132万円超 336万円以下</td><td>88万円</td></tr><tr><td>336万円超 489万円以下</td><td>68万円</td></tr><tr><td>489万円超 655万円以下</td><td>63万円</td></tr><tr><td>655万円超 2, 350万円以下</td><td>58万円</td></tr><tr><td>2, 350万円超 2, 400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2, 400万円超 2, 450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2, 450万円超 2, 500万円以下</td><td>16万円</td></tr></table>	所得者の合計所得金額	基礎控除額	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 2, 350万円以下	58万円	2, 350万円超 2, 400万円以下	48万円	2, 400万円超 2, 450万円以下	32万円	2, 450万円超 2, 500万円以下	16万円																						
所得者の合計所得金額	基礎控除額																																								
132万円以下	95万円																																								
132万円超 336万円以下	88万円																																								
336万円超 489万円以下	68万円																																								
489万円超 655万円以下	63万円																																								
655万円超 2, 350万円以下	58万円																																								
2, 350万円超 2, 400万円以下	48万円																																								
2, 400万円超 2, 450万円以下	32万円																																								
2, 450万円超 2, 500万円以下	16万円																																								
2 2 所得金額調整控除額	所得金額調整控除額を記入してください。																																								
2 3 乙欄	「給与所得の源泉徴収税額表」の「乙」を適用している受給者の場合、「○」を記入してください。																																								
2 4 本人控除	受給者に該当する項目がある場合、「○」を記入してください。																																								
2 5 中途就職、退職	令和7年中に就職や退職された方について、該当欄に「○」と、年月日を記入してください。																																								
2 6 受給者生年月日	受給者の生年月日を記入してください。																																								
2 7 給与所得控除後の金額 (調整控除後) ★制度改正項目	給与収入から計算した給与所得控除後の金額を記入してください。 所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。 給与収入が190万円以下の方については、65万円の給与所得控除が適用されます。																																								